

信用状の独立抽象性に関する法的考察(一)
英米判例を中心として

コーエンズ
久美子

- 第一章 はじめに
- 第二章 信用状の独立抽象性
 - 第一節 独立抽象性の概観
 - 一 三つの法律関係
 - 二 商慣習を基礎とした特殊な取扱
 - 三 スタンドバイ信用状
 - 1 スタンドバイ信用状の意義と特色
 - 2 ディレクトペイ・スタンドバイ信用状
 - 四 信用状の機能
- 第二節 独立抽象性原則適用の事例
- 第三節 小括

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

第一節 限界としての詐欺の確立

一 限界に対する認識

二 限界としての詐欺を確立した Szejn 事件

1 Szejn 事件

2 Szejn 事件において認定された詐欺の射程範囲

三 Szejn 事件を成文化した一九六二年版統一商法典 5:114(2) (以上本号)

四 スタンドバイ信用状に対するアプローチ

第二節 独立抽象性の限界としての詐欺

第三節 小括

第四章 詐欺の抗弁とコルレス銀行

第五章 独立抽象性の限界画定の試み

第六章 むすびにかえて

第一章 はじめに

国際取引は、当事者の属する国の法体系および商慣習の相違、地理的な隔絶性、それぞれの信用力の不確実さ等の理由から、決済上のリスクと物品運送期間中における金融上の不利益が非常に大きい。このようなリスクおよび不利益を除去するために、銀行による代金支払保障を基盤とした商業信用状制度が発展してきた。

信用状とは、信用の乏しい買主のために、発行銀行が、売主に対し、手形または支払請求の書面、およびその他の書類の呈示を条件として支払うことを一次的な債務として確約した書面をいう。¹⁾ 信用状に基づく支払請求に対し、発行銀行は、基本取引当事者の事実上の債務の履行ではなく、一定の書類が信用状条件に一致していることを確認したうえで支払をするという原則を設けた。このことによって信用状取引は、基本の売買契約の支払手段であるにもかかわらず、基本取引からは独立した書類取引となる。

このように一定の書類の呈示が支払条件である信用状取引においては、基本契約上の不履行がない、あるいは基本取引当事者間において合意された通りの履行がなされたという事実が確認されるわけではない。したがって基本取引当事者の履行態様が事前の合意から乖離しているにもかかわらず、支払条件が成立しうることがあらかじめ予想される。そして一般的にそのようなリスクは買主が負うものとするのが、信用状の制度趣旨からの帰結と考えられている。そこでは、基本取引当事者間の紛争は、発行銀行による支払がなされた後に、基本取引上の問題として別途解決されるべきであるとするのが、取引上の要請や基本取引に関与しない銀行の保護に資するという政策的判断が働いているのである。

ところで、信用状取引は、基本取引当事者間の最終的な衡平や利益調整を目的とするものでないといえ、取引において独立抽象性を貫徹することが果たして常に法的合理性の範囲に収まりうるものなのかという疑問が生じる。もつとも端的な例として、受益者が信用状において要求された書類を偽造して金銭を詐取しようとする場合が挙げられよう。このような場合に独立抽象性原則を適用することは、詐欺の助長につながり、信用状制度に対する不信以外の何ものもたらさないであろう。

わが国においては、信用状取引における独立抽象性の限界につき、大阪地裁昭和六一年三月二八日判決⁽²⁾が「一種の権利濫用の抗弁」として論及しており、独立抽象性の妥当範囲の問題として、学会、実務界に対して大きな問題提起をしたものと評された⁽³⁾。しかしながらその後、この問題の顕在化自体が稀であり、いずれにしても法的判断を迫られるという状況に至らなかつたためか、これに対する理論が整備されているとは言い難い状況が続いている。

本稿では、独立抽象性の例外に対する理論構築の必要性を以下二つの観点から強調したい。第一に、国際取引において信用状が利用されている以上、わが国の商人および銀行も独立抽象性の例外に関する問題と全く無関係にられない。この問題は、およそ国際取引において信用状取引に關与するすべての国に共有されるものなのであり、わが国においても十分な議論と検討がなされるべき重要な課題といえる。第二に、独立抽象性の限界の問題は、裏を返せば独立抽象性がどこまで適用されるかという、信用状の本質にかかわるものである。信用状の意義を尊重した適切な取扱いが、求められるところである。

ところで、わが国には信用状取引を規定する法規がそもそも存在していない。また、信用状取引に関する国際的統一ルールとして、国際商業会議所により「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」⁽⁴⁾（以下、統一規則とする）が作成され、これが全国銀行協会連合会により採択されているものの、上記の問題については何も規定されていない

いのである。

本研究は、このような独立抽象性の限界に関する議論が、英米法諸国においてどのように展開されてきたかを検討することによって、わが国において理論構築する際の手がかりを探求するものである。英米法を研究対象とする理由として、第一に、信用状制度自体が、英米において発展した実務であること⁽⁵⁾、第二に、独立抽象性の限界として「詐欺」の法理が確立されていること、特にアメリカでは統一商法典(UCC)第五編に信用状取引に関する諸規定が定められており、詐欺としての独立抽象性の例外がUCC5-114⁽⁶⁾において明文化されていること、そして第三に、一九七九年のイラン革命の混乱から、信用状に関する事件が多数裁判所に係属され、アメリカにおける独立抽象性の限界に関する議論が精密化していること⁽⁷⁾、が挙げられる。

これらに加え、国際取引において利用される信用状は、法系の違いを越えて統一的に取り扱われる必要性があるということも挙げられよう。これは大陸法を継受しているカナダのケベック州において提訴された *Angelia-Whitebear* 事件(後掲「3-10」事件)の最高裁判決によっても明らかにされている。すなわちカナダ最高裁は、「[「発行銀行の」義務に関する詐欺の効力は、本質的に二つの法体系(コモン・ローと大陸法)のもとで同一である(「内筆者」)]と述べている⁽⁸⁾。そうした意味でわが国にとって、英米法における取扱いを検討する意義が、十分存在していると思われる。

以上をふまえて、以下のように研究を進める。まず第二章において、独立抽象性の内容、効果、機能を考察し、信用状取引における独立抽象性の意義を明らかにする。特に現在の信用状取引においては、従来の商業信用状に加えて、基本取引の履行保証等を目的としたスタンバイ信用状の果たす役割が大きくなっている。両者の法的枠組みおよび経済的意義の異同に留意しつつ、考察する。第三章においては、まず裁判例の検討を通じ、独立抽象性の限

界として詐欺の法理が確立されていく経緯と、それが実際どのように展開されているかをみる。そしてこうした判例の状況をふまえ、学説が信用状の経済的意義をどのようにとらえ、また信用状制度のあり方につき、どのような政策的判断をしているかを明らかにする。第四章においては、受益者に対する詐欺の抗弁が、信用状取引を仲介するコルレス銀行にどのような影響を与えるかをコルレス銀行の法的地位から考察してみる。そして第五章において、前章までの考察を基盤に、英米法の枠組みの中で、独立抽象性の例外をどのように画定するべきかにつき、私見を提示し、最後の第六章では、英米法の議論がわが国にもたらす示唆と今後の課題を示すことで、締めくくるところとする。

- (1) 伊澤孝平『商業信用状論』二頁(有斐閣、増補、一九五八年)、中村真澄『商業信用状取引』『現代契約法体系第九卷(2)』一八四頁(有斐閣、一九八五年)。JOHN F. DOLAN, THE LAW OF LETTERS OF CREDIT, 2-4 (rev. ed. 1996).
 - (2) 本件はスタンドバイ信用状に記載された有効期限の意義について争われた、最判平成三年一月一九日の第一審判決である(金融・商事判例九〇一号三頁)。
 - (3) 田邊光政「スタンドバイ信用状に記載された有効期限の意義」民商法雑誌一〇六巻四号五五五頁(一九九二年)。
 - (4) 「荷為替信用状に関する慣例および統一規則」は、信用状取引に関する国際的に統一されたルールの必要性から、国際商業会議所が一九二六年より作成作業に入り、一九三三年に制定された。その後数回の改訂を経て、現在は一九九三年改訂版が効力を有している(飯田勝人「一九九三年改訂信用状統一規則の概要」ジュリスト一〇三六号七二頁(一九九三年)参照)。本稿においては、特に断りのない場合、「統一規則」とは「一九九三年改訂版」を意味するものとする。
 - (5) 伊澤・前掲注(1)一頁。
- (6) 本稿において検討する詐欺が争われた裁判例は、一九六二年版アメリカ統一商法典 UCCS-114 の解釈を問題としている。統一

商法典第五編は、一九九五年版が制定されたが、一九九六年一月までに、一九九五年版を採択した州が存在していない。本稿においては、一九六二年版をUCCと、一九九五年版をUCC(95)と表記する。なお一九九五年版統一商法典においては、UCC(95) 5-109が「詐欺および偽造」について規定している。

- (7) 江頭憲治郎「手形保証とスタンドバイ信用状」竹内先生還暦記念『現代企業法の展開』二二八頁(有斐閣、一九九〇年)。
(8) *Bank of Nova Scotia v. Angelica-Whitewear Ltd.*, (1987), 36 D.L.R.(4th) 161, 175-176 (S.C.C.).

第二章 信用状の独立抽象性

本章においては、信用状の独立抽象性の内容、効果、機能を考察する。そして商業信用状、および近時利用が著しく増加しているスタンドバイ信用状の事案における独立抽象性原則の適用例をみることにより、その意義を明らかにしたい。

第一節 独立抽象性の概観

一 三つの法律関係

信用状取引に関与する基本的な当事者は三者である。すなわち信用状の発行を依頼する発行依頼人、これに基づ

き信用状を発行する発行銀行、そして信用状に基づき支払を受領する受益者である。これらの当事者はそれぞれに以下の関係にある。

- (1) 信用状発行銀行と受益者（売主）―信用状関係。
- (2) 受益者（売主）と発行依頼人（買主）―基本取引関係。
- (3) 発行依頼人（買主）と発行銀行―信用状発行契約。

一般的な取引の流れによれば、まず(2)の基本取引が売主（受益者）と買主（発行依頼人）の間に成立し、その支払手段として信用状の利用が合意される。次に当該合意に基づき(2)の買主である発行依頼人が自己の取引銀行に、信用状の発行を依頼するのが(3)の信用状発行契約である。そして発行された信用状に基づき(2)の売主である受益者は、特定された書類を呈示することにより発行銀行からの支払を受領する。

信用状取引とは(1)の発行銀行と受益者の取引をいう。しかし信用状が発行される過程を見れば明らかであるように、三つの関係は密接に関連しあっている。すなわち(2)の当事者間において、信用状の開設およびその支払条件等が取決められる。そして発行依頼人が発行銀行に、(2)の取決め内容にしたがった信用状の発行依頼をする(3)の契約に基づき、発行銀行が信用状を発行することにより、(1)の関係が成立するのである。これらを総合的に「広義の信用状取引 (the broad credit transaction)」と呼ぶこともある。¹⁾

信用状の仕組みにおける重要な点は、受益者の請求権の独立性である。すなわち信用状が基本契約の支払手段として開設されるにもかかわらず、これとは別個に、固有の条件の成立を契機として発行銀行の支払債務が生じるのである。発行銀行は受益者の基本契約の履行ではなく、信用状条件の充足に対して支払う義務を負うのであり、発行依頼人に対して有する抗弁によっても、また基本取引上の売主買主間に存在する抗弁をもってしても、それを免

ることができない。(2) これを信用状の「独立抽象性原則」という。(3)

こうした信用状の独立抽象性が要求される理由としては、第一に受益者の利益の保護が挙げられる。(4) 買主である発行依頼人が、基本契約上の商品を受領した後に契約条件との不一致を主張して支払を拒んだり、売主である受益者から何らかの譲歩を引きだそうとする状況が日常的であるとすれば、売主は代金の前払いがないかぎり契約物品を船積みしようとはしないだろう。このような取引成立の阻害要因を除去し、円滑な国際貿易を促進するため、独立抽象性原則は受益者に迅速・確実な支払を受けさせることを主目的としている。(5)

また第二に、信用状取引に関与する銀行の保護が説かれている。(6) 基本取引に直接関与せず、また一般的に商品取引に精通していない銀行に、受益者の債務履行の確認を求めることは不可能を強いることになる。さらに銀行が基本取引上の紛争に巻き込まれるのであれば、信用状取引への参加が回避される結果となりかねない。基本取引とは別個の銀行の権利・義務が信用状上に確定されていることにより、銀行の荷為替金融が促進され、受益者に対する迅速・確実な支払が可能となるのである。

このような信用状の独立抽象性原則は、取引に関わる当事者が基本取引上の商品、サービス等を考慮せず、もっぱら信用状に明記された書類のみを取引対象として取り扱うという、書類取引性に具体化されている。(7) 基本取引の買主は発行依頼人として、また売主は受益者として信用状取引における当事者となるが、信用状に基づく支払は基本取引上の債務履行とは無関係に、書類の観点からのみその是非が判断されることになる。それゆえ発行銀行は、書類以外の基本契約条件やその履行を確認する義務がないだけでなく、そうしてはならないとさえいわれている。(8)

さらに独立抽象性の効果として、発行銀行が呈示書類を点検し、信用状条件に一致しているものとして受益者に支払をしたときは、基本取引において受益者の不履行があつたとしても、発行銀行は発行依頼人に補償を求めるこ

とができる。⁹⁾ 発行銀行が信用状条件に一致した書類に対して支払ったのであれば、発行依頼人は基本取引上の抗弁をもって、発行銀行に対抗することができない。このことはまた、受益者が基本取引上の義務を履行した場合であっても、呈示書類が信用状条件に一致していなければ、発行銀行より支払拒絶されることをも意味する。受益者もまた、信用状以外の契約に基づく抗弁を援用することができないからである。

現在発効している一九九三年改訂統一規則は、この独立抽象性原則を三条において規定している。

「a 信用状は、その性質上、売買契約またはその他の契約に基づいていても、そのような契約とは別個の取引であり、かつ銀行は、たとえそのような契約についてのどのような参照事項が信用状に含まれていても、当該契約とはなんの関係もなく、またそれによりなら拘束されるものではない。したがって、支払を行うこと、手形を引受かつ支払を行うこと、買取を行うこと、および／または信用状に基づくその他のすべての義務を履行することについての銀行の確約は、発行依頼人と発行銀行または発行依頼人と受益者との関係から生じる発行依頼人の権利または抗弁により影響を受けない。

b 受益者は、いかなる場合にも、銀行と銀行の間、または発行依頼人と発行銀行との間に存在する契約関係を援用することはできない。」

また一九九五年版アメリカ統一商法典（以下、UCC(95)とする。）5-103(9)も、以下のように独立抽象性原則を明確に規定している。

「信用状の受益者あるいは指定銀行(nominated person)¹⁰⁾に対する信用状発行者の権利および義務は、発行者と発行依頼人および発行依頼人と受益者の間の契約あるいは取決めを含む、信用状が生じ、またはその基礎となった契約もしくは取決めの存在、履行、不履行から独立している。」

二 商慣習を基礎とした特殊な取扱い

独立抽象性原則に基づき、信用状発行銀行の受益者に対する確約が一次的なものであって、派生的でないというのは自明のこととされている。⁽¹¹⁾ところがそもそも発行銀行と受益者の間には、信用状の発行に至る過程において直接の交渉がない。そこで大陸法系の諸国では、取引の実際に着目し、発行依頼人を加えた三当事者における一連の関係を既存の法制度のいずれに当てはめるかということが、信用状の法的性質論の問題として論じられてきた。⁽¹²⁾これに対し英米法系諸国においては、その法制度のあり方から、発行銀行・発行依頼人間の関係は契約法の一般理論によって説明しうるとされ、発行銀行と受益者の関係のみがクローズアップされた。⁽¹³⁾そして発行銀行の受益者に対する支払を確約する信用状の「取決め」を「契約」と称し、⁽¹⁴⁾信用状の法的性質の理論的究明において、約因の不在をいかに克服し、契約の申込・承諾をいつの時点と考えるかといった契約法理論との整合性を中心に議論が展開されてきたのである。⁽¹⁵⁾

しかしながら契約の一種として契約法、すなわちコモン・ローの原則に当てはめる無意味さは、少数派の学説によるものであったにせよ、比較的早くから指摘されていた。⁽¹⁶⁾なぜなら信用状取引における支払の場面において、都合が生じた当事者が契約法の原則を用いることにより、信用状取引の瑕疵を訴えるために利用されるからである。近年に至っては信用状を契約法の呪縛から解放し、商人法における創造物としての特異性 (*sui generis*) に着目した法的取扱いを追求することの重要性、および正当性が強調されてきている。⁽¹⁷⁾

統一商法典もまたこの姿勢を基本理念としてゐる。UCC (95)5-101 のオフィシャルコメントは、「信用状は別個の

金融的、商業的、あるいはその他の取引、または契約において生じた義務の履行を保障する特殊な形態の確約である。」として、信用状の取扱いにつき商慣習を基盤に、信用状取引の実質を左右しない契約法に基づく議論を排除するための明確な規定を置いている。これまで論争の中心であった約因は、信用状において不要であることを宣言した(UCC(95)5-105)¹⁸⁾。また契約法上の申込と承諾の理論とは無関係に、信用状独自の発効、修正、取消、および有効期間に関する規定を設けている(UCC(95)5-106)¹⁹⁾。同様に統一規則においても、これらの規定が存在し、取引に対する独自の取扱いが明らかにされている。²⁰⁾

また信用状は、自由譲渡という一般的な契約の概念にもなじまない。なぜならば信用状の発行依頼人が、特定の受益者を信頼し、その者による基本契約上の債務履行を期待していると考えられるからである。²¹⁾つまり受益者の事実上の債務履行を確認せずに支払がなされる信用状を発行することは、発行依頼人にとってリスクが大きい。そこで発行依頼人は、自身による受益者の人選においてこのリスクを軽減しようと試みるのである。他方、一次的な支払債務を負っている発行銀行にとっても、信用状の受益者以外の予期せぬ者からの請求に対する支払は、その正当性がよりいっそう不明確となる。²²⁾このような当事者の要請に応えるべく、統一規則、統一商法典ともに、信用状の譲渡を一定の要件を満たす場合にのみ認めることとし、その自由譲渡性を排除している。²³⁾

三 スタンドバイ信用状

1 スタンドバイ信用状の意義と特色

一九六〇年代以降は、信用状の独立抽象性を利用しつつ、売買契約の支払手段としてではなく、契約上の履行保証等を目的として発行される「スタンドバイ信用状」が広く利用されている。スタンドバイ信用状は、商品の売主等が買主(受益者)に対し、基本契約上の義務を履行しないことによる損害を保証するためなどの目的で発行される。²⁴ すなわち、基本取引の債務者(発行依頼人)の依頼により、発行銀行が一定の書類の呈示を条件として、基本取引の債権者(受益者)に対し支払を確約する信用状をいう。²⁵

スタンドバイ信用状の利用形態として、おもに以下の四つを挙げることができる。²⁶

- (1) 入札保証状に代わるもの。競争入札における落札者が発行依頼人となり、その契約締結を保証するために、発注者を受益者として発行される。
- (2) 前払金返還保証書に代わるもの。前払金を受領した者が発行依頼人となり、その前払金返還を保証するために、前払金を支払った者を受益者として発行される。
- (3) 履行保証書に代わるもの。売主や請負人が発行依頼人となりその履行を保証するために、買主や発注者を受益者として発行される。
- (4) 瑕疵担保保証書に代わるもの。商品ないしサービスの提供者が発行依頼人となり、その瑕疵担保責任の履行を

保証するために、買主等を受益者として発行される。

スタンドバイ信用状は、独立抽象性原則が適用され、発行銀行の支払債務が一次的である点において、商業信用状と同一の法的枠組みを有している。²⁸⁾しかし商業信用状が基本取引における支払手段であるのに対し、スタンドバイ信用状は基本取引上の債務保証を目的とすることから、実質的、経済的には明確な相違を指摘することができる。²⁹⁾

第一に、支払条件としての呈示書類が本質的に異なる。³⁰⁾商業信用状に基づく支払は、基本取引の決済手段として予期された肯定的な事象であり、受益者は順当な債務履行により取得する船積書類等を呈示することにより、支払を受領する。これに対し、スタンドバイ信用状は発行依頼人の基本契約上の債務不履行に対して支払がなされるのであり、通常受益者は、基本取引における発行依頼人の不履行を自ら一方的に宣言した書類によって支払を受領することになる。支払条件である呈示書類が、ほぼ完全に受益者の支配下にあることが、スタンドバイ信用状の特徴といえる。³¹⁾さらに商業信用状における呈示書類中、船荷証券等の権原証券 (documents of title) は、発行銀行にとって発行依頼人による補償がなされない場合の担保となるが、スタンドバイ信用状の場合には、発行銀行は受益者から担保物件を取得できないという指摘もなされている。³²⁾

第二にスタンドバイ信用状において、発行銀行は通常支払を予期していない。商業信用状に基づく支払は、基本取引の決済として発行銀行にとって予期された事態であるのに対し、履行保証を目的とするスタンドバイ信用状は、基本取引が当事者の合意通りに進展しない場合に請求が発生するからである。³³⁾したがってスタンドバイ信用状における支払は、その信用に問題があると考えられる発行依頼人が、基本取引上の不履行を犯したとされる場合に請求がなされることから、ほとんど常にその是非を争うことになる。

第三に商業信用状は売買契約において利用されることから、支払条件が主として運送書類等の呈示であり、取引

がパターン化されている。これに対しスタンドバイ信用状はあらゆる取引形態において利用が可能であり、発行目的などの取引内容が標準化されにくい。また、たとえ受益者が一方的に宣言するにせよ呈示書類の記載事項も多様である。⁸³ 発行銀行は個々の取引の特殊性について理解することを要求されるわけではないが、スタンドバイ信用状の発行が発行依頼人に対する与信と考えられる範囲において、発行依頼人が負担する義務が何であるのかを把握し、自らそのリスクを評価する必要がある。⁸⁴

そもそもスタンドバイ信用状に基づく支払は、基本取引における発行依頼人の債務不履行が実際には確認されないにもかかわらず、実質的に確認されたのと同様の効果を生じさせるものといえる。加えて債務不履行の客観的な証明が要求されないことが一般的であり、請求の正当性の判断が困難である。支払条件が単なる書類の呈示であり、かつその作成が受益者にゆだねられているからである。したがってスタンドバイ信用状に基づく支払は、発行依頼人が基本取引において正当な抗弁を有する場合はもちろんのこと、そうでなくとも支払を阻止しようとするインセンティブが強く働く。

他方発行銀行にとっては、呈示書類が条件に一致しているかぎり正当な債務の履行となる。そして通常発行銀行は、その国際的信用を維持するために支払を望むのであり、発行依頼人の資力が十分で補償が確実でありさえすれば、支払を躊躇する理由は全く存在しない。

結局スタンドバイ信用状に基づく支払においては、常に紛争発生の可能性が大きく、かつ取引の特殊性から基本取引の履行に関する詳細な事実が争われることが多い。したがって信用状関係において、基本取引当事者間の衡平を実現するべく、問題の解決を試みるとすれば、独立抽象性原則、ひいては信用状の制度趣旨を根底から覆しかねないのである。

いずれにせよ支払メカニズムの同一性を基礎に、スタンドバイ信用状にも統一規則が適用されることが一九八三年改訂統一規則より明記された。同規則第一条は、以下のように規定している。「この規則は、明示的に異なる合意がなされていない限り、適用可能な範囲において、スタンドバイ・クレジットを含め、すべての荷為替信用状に適用され、かつ、すべての当事者を拘束する。⁽³⁵⁾」

また一九九五年版統一商法典においては、スタンドバイ信用状に関する特別の規定は存在しておらず、「信用状」として商業信用状およびスタンドバイ信用状双方を包含する定義規定が存在しているのみである。⁽³⁶⁾したがってスタンドバイ信用状にも統一規則、あるいは統一商法典が適用されることになるが、その適用は定義、権利義務関係等の一般的な規定等に限定されることになる。⁽³⁷⁾これは前述したように、スタンドバイ信用状の経済的実質が商業信用状と異なり、支払条件とされる呈示書類に著しい相違があるため、特に商業信用状を念頭に置いて規定された運送書類等に関する条項は適用できないからである。

2 ディレクトベイ・スタンドバイ信用状

スタンドバイ信用状は一般的に、発行依頼人の債務不履行を宣言する書類の呈示に対して支払がなされるが、その中で支払の履行期到来において最初から信用状発行銀行による、信用状に基づく支払が予定されているものがある。おもに公債、コマーションアルペーパー、その他の有価証券の支払を保証するために発行され、証券の所持人は第一に信用状の発行銀行によって支払されるということを期待しており、またそれが当事者間において合意されている。このような信用状取引は、支払自体が当初から予定されているため、その性質は伝統的な商業信用状に近いと

いえるかもしれない。³⁸⁹

四 信用状の機能

信用状は国際取引における支払手段として発展してきたものであるが、独立抽象性原則は、迅速・確実な支払にとどまらない付加的な機能を信用状取引にもたらすと考えられる。Doanは信用状が、基本取引上の支払や債務不履行に対する保証契約とは異なること、また当事者がその相違を認識した上で信用状を選択してしかるべきことを強調する。信用状の総合的な機能を把握せず、独立抽象性原則を軽視するような場当たり的な対応は、信用状を選択した当事者間の合意をゆがめ、その本質を変容させかねない。信用状の商業的目的の分析が、取引において生じた論争の解決に不可欠である。³⁹⁰以下において、Doanの分析に基づき、独立抽象性原則の適用によってもたらされる信用状の機能について検討する。⁴⁰

(1) 代金の早期回収

国際取引の売主にとって、代金が事前に支払われない売買契約における長期の運送期間中の資金繰りは、非常に大きな問題である。荷為替手形がこれを一定程度解決してはいるが、手形の支払人である買主の信用状態が銀行にとって不明であることから、手形の割引が容易でないことが指摘される。⁴¹商業信用状は買主の代わりに発行銀行が、売主に対し一定の支払条件の充足を前提として、支払確約することにより、この問題を解決した。売主は商品の船積み直後に、その過程で作成される運送書類等を銀行に呈示し、代金を回収できることになる。また発行銀行の信

用が確實であるかぎり、手形の割引も迅速かつ容易に行われる。

同様にスタンドバイ信用状もまた、受益者に対する迅速な流動資産の提供を可能にする。すなわち受益者は発行依頼人の債務不履行に際して、自らが一方的にそれを宣言したにすぎない書面を呈示することにより、いわゆる「損害賠償金」を即座に取得することができる。そもそも損害賠償金は、その確定までに時間と労力を要する様々な証明が必要であり、最も流動性がないといえよう。そこでスタンドバイ信用状を利用することにより、煩雑な手続を経ることなく、受益者はあらかじめ約定された額を迅速に受領することができるのである。したがって、スタンドバイ信用状に基づく支払につき紛争が生じている場合に、発行依頼人が支払差止を請求したり、発行銀行が資金を第三者機関に寄託するということ自体、当事者の事前合意に反することになりうる。

(2) 信用の肩代わり

発行銀行が一次的な債務を負っていることに鑑みれば、発行依頼人の無資力のリスクは、発行銀行によって負担されていることになる。またそもそも信用状の発行が、発行銀行の発行依頼人に対する与信行為と考えられることから、銀行は、発行依頼人の取引銀行としてその財政状態を常に把握しているはずである。発行銀行は、発行依頼人に資力があり確実な補償を得られると判断しているからこそ、信用状の発行依頼に応じているのである。受益者は発行銀行が信用のある金融機関であることのみを確認し、その資力に依拠すればよいのであって、自己の取引相手である発行依頼人の信用評価を自ら行う必要がない。これは信用力が不明な未知の発行依頼人と取引を行う受益者にとって、都合がいい。

(3) コストの削減

信用状発行手数料は、同様の目的を達するために利用される他の手段に比して低コストである。これは発行銀行の支払に関連する業務が、簡便であることに起因する。基本取引の債務不履行に対する保証を例にとると、一般的な二次的債務保証や保険等の場合は、当事者の不履行を確認し、かつ損害額を確定する必要がある。この煩雑な業務が高コストにつながるのである。これに対しスタンドバイ信用状においては、発行銀行は単に呈示された書類が信用状条件に一致しているか否かを点検すればよい。基本取引当事者の事実上の履行態様について、調査する権利も義務もない。また呈示された書類の文面上に表れていない事項に関して、発行銀行は免責される。呈示書類の形式的点検義務さえ履行すれば、発行銀行は発行依頼人に対する求償権を取得するのであり、このような業務の単純さが、手数料の低廉化を可能とするのである。

(4) 訴訟コストの移転

基本取引当事者は、その契約条件においていずれが訴訟のリスク、経済的負担を負うかについて取り決めることができる。これは明示の条項が存在しなくとも、他の基本取引条件から判断される。すなわち売買契約において買主が前払いをするのであれば、訴訟費用は買主の負担であり、反対に売主が信用取引を行うのであれば、売主が負担することに合意したといえよう。他方信用状による支払は、基本取引上の完全な履行を確認することなく、単に呈示書類の信用状条件一致に対してなされる。したがって信用状を利用する基本取引当事者は、停止条件付きで発行銀行の支払がなされることを了承していることになる。すなわち基本取引の当事者は、呈示書類の信用状条件一致を前提条件として、発行依頼人による訴訟コストの負担を黙示的に合意していると考えられる。

(5) 法廷地の移転

(4)に付随し、受益者の支払金受領により損失を被ったと主張する発行依頼人が、受益者の所在地において訴訟を提起することもまた、基本取引の当事者によって黙示的に合意されたことになる。

以上の信用状の機能に関する総合的検討から、以下のことを導きうる。信用状取引においては、受益者が迅速に支払を受けることを可能ならしめ、基本取引上の争いは、いったん資金を受益者に移転させた後、発行依頼人が受益者に対して訴訟を提起することにより解決するという、政策判断が働いている。⁴⁴²すなわち基本取引当事者は、信用状を利用した金銭の移転によって、基本取引上の紛争が発生した際の負担、つまりリスクの分配をしているのである。これは、予定された信用状取引の完結こそが、当事者間の交渉結果として尊重されるべき基本取引上のリスク配分であることを意味する。

加えてそもそも信用状の支払条件が、基本取引における履行状況とは無関係に設定されることに鑑みれば、独立性原則の適用によってもたらされる当事者間の利害状況は、基本取引における衡平からある程度乖離したものとならざるを得ない。このことは、信用状に基づく支払が、実質的にはともかく、暫定的であることからも是認されているといえよう。信用状取引は、基本取引当事者間の究極的衡平の実現を目的とはしていないのである。

(1) JOHN F. DOLAN, *THE LAW OF LETTERS OF CREDIT*, 2-2 (rev. ed. 1996).

(2) 一般的に「独立抽象性原則」といえば、基本取引からの独立が強調されがちであるが、アメリカの判例は、発行依頼人と銀行間の信用状発行契約からの独立についても確認して来ている。(E. P. ELLINGER, *Documentary Credits and Finance by Mercantile Houses*,

- in BENJAMIN'S SALE OF GOODS, 1506 (4th ed. 1992). North American Manufactures Export Associates Inc. v. Chase National Bank of City of New York, 77 F.Supp. 55 (1948); Savage v. First National Bank and Trust Co., 413 F.Supp. 447 (1976); Murphy v. FDIC, 38 F.3d 1490 (9th Cir. 1994). See also Michael Gruson and Hartwin Bungert, *Letters of Credit: The Independence Principle Vindicated*, *The Banking Law Journal* Vol. 113, 614, 619 (J.1996).
- (3) 伊澤孝平『商業信用状論』三七〇頁(有斐閣、増補、一九五八年)、江頭憲治郎『商取引法第二版』一五〇頁(弘文堂、一九九六年)、中村真澄『商業信用状取引』遠藤浩・林良平・水本浩監修『現代契約法体系第九卷国際取引契約(2)』一九四頁(有斐閣、一九八五年)、神田秀樹『第五章 外国為替の意義と機能——法律的側面——』鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法体系第三卷為替・付随義務』一五三頁(有斐閣、一九八三年)、小峯登『信用状取引の法的関係』加藤一郎ほか『銀行取引法講座(中巻)』三二二頁(金融財政事情研究会、一九七七年)、小峯登『荷為替信用状』鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法・小切手法講座』二八七頁(有斐閣、一九六五年)。
- (4) 伊澤・前掲注(3)三八〇頁、江頭・前掲注(3)二一九頁。Carl I. Gable, Jr., *Standby Letters of Credit: Nomenclature has Confounded Analysis*, 12 L. & Pol. in Intl Bus. 903, 908.
- (5) 江頭・前掲注(3)三三二頁、注(1)。Gable, *supra* note 4, at 908.
- (6) 伊澤・前掲注(3)三八〇頁以下、中村・前掲注(3)一九四頁。
- (7) 小峯登『一九七四年信用状統一規則(上)——逐条解説とその問題点——』九二頁(財団法人 外国為替貿易研究会、一九八二年)。統一規則四条は以下のように定めている。「書類と物品・役務・行為 信用状取引においては、すべての関係当事者は、書類を取り扱うものであって、それらの書類が関係する物品・役務、および/またはその他の行為を取扱うものではない。」See Veniseios, S.A. v. Chase Manhattan Bank, 425 F.2d 461, 464-65; Republic National Bank of Dallas v. Northwest National Bank of Fort Worth, 578 S.W. 2d 109, 112; Siderius, Inc. v. Wallace Co., Inc., 583 S.W. 2d 852, 858-59; GATX Leasing Corporation and GLC Finance

Corporation v. DMB Drilling Corporation and Frost National Bank, 657 S.W.2d 178, 181.

- (8) またこれはいったん発行された信用状の内容についても、独立抽象性の効果として信用状自体の文言によって解釈され、基本契約その他の取引から演繹されるものではないというべきを意味する(RAYMOND JACK, DOCUMENTARY CREDITS, 4 (2nd ed. 1993))。アメリカの裁判所も、信用状の有効期限が争われた B.E.I. International, Inc. v. The Thai Military Bank 事件 (978 F.2d 440, 443.) においてこのことを承認している。当該事件においては、基本売買契約の売主の履行を保証するために発行された見返り保証状に基づき支払がなされた場合の補償請求権を担保すべく、見返り保証状の発行銀行を受益者とするスタンドバイ信用状が発行された。当該スタンドバイ信用状には独自の有効期限の定めがあり、それを徒過し期限切れであると主張した発行依頼人(売買契約の売主)に対し、有効期限は見返り保証状の有効期限と運動していると受益者が争ったものである。裁判所は、「たとえ基本契約の当事者が：「本件信用状が保証していた」見返り保証状が有効である間、「本件」信用状もまた有効であるということ」を意図していたとしても、信用状の明瞭な文言が「その解釈を」支配するのである(「内筆者」)。すなわち信用状の有効期限は、信用状の発行を合意した基本取引の当事者の意図とは関係なく、信用状に記載されていた文言により決定されると判断された。
- (9) 中村・前掲注(3)一九五頁。
- (10) "nominated person" については、UCC (95) 5-102(a)(11) において以下のように定義されている。「指定銀行 (nominated person) とは、発行銀行が支払、引受、買取、もしくは他の方法で信用状に基づき対価を与えることを指定、または授權した銀行をいう…」
- (11) DOLAN, *supra* note 1, at 2-5.
- (12) 伊澤・前掲注(3)一三四頁。伊澤博士は、ドイツ法の「指図」概念を用い、信用状の法的性質につき「指図説」を自説として展開され、現在もわが国における通説とされている。
- (13) 伊澤・前掲注(3)一三四頁。
- (14) たとえばイギリスにおいて、裁判所が信用状関係を契約と捉えていることが、以下のような文言に表されている。「被告(銀

行)は呈示された送り状金額の支払を拒絶したときに、原告(受益者)に対する契約の不履行を犯したと考える。」Urquhart, Lindsay & Co. Ltd. v. Eastern Bank Ltd. [1922] 1 K.B. 318, 322. 「取消不能確認信用状においては、四つの独立した、しかし相互に連結した契約的關係が存在しているというものは、ありふれた原則である(「内筆者」)。United City Merchants (Investments) Ltd. v. Royal Bank of Canada [1983] A.C. 168, 182. またアメリカの裁判例においては以下のものが挙げられる。「銀行が、信用状に特定された書類の呈示に対して一定金額の一覽払手形に支払うことに合意する、銀行とその「受益」者との間の契約である(「内筆者」)。Maurice O'neara Co. v. National Park Bank of New York, 146 N.E. 636, 639 (1925). 「信用状の発行銀行である」被告によって発行された信用状が、被告と「受益者」である「陸軍の間の取消不能の契約であって、特定の書簡および運送証明書の添付された手形の受領に対し、陸軍に支払う義務を負うという」ことは十分に確立されている(「内筆者」)。Asbury Park & Ocean Grove Bank v. National City Bank of New York, 35 N.Y.S. 2d 985, 988 (1942).

(15) H. C. GUTTERIDGE & M. MEGRAH, THE LAW OF BANKERS' COMMERCIAL CREDITS, 24-34 (7th ed. 1984); G. A. PENN, A. M. SHEA, & A. ARORA, THE LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BANKING, 295-303 (1987). 伊澤・前掲注(3)二三五頁以下。

(16) Timble はロモン・ローにおける商人法の受入が困難であった歴史を紹介しつつ、「取消不能信用状が昔の商人の特製品であるということが歴史的に明白であるだけでなく、筆者は取消不能信用状の歴史および判決が、信用状法則の基本原則が約因というロモン・ローの原則から独立しているというべきを確証しているのではないかと思う。」と述べている。Timble, *The Law Merchant and the Letter of Credit*, 61 HARV. L. REV., 981, 1003 (1948). 45 頁 Hamzeh Malas & Sons v. British Imex Industries Ltd. 事件 [1958] 2 Q.B. 127 において、Jenkins 判事は、「銀行の絶対的な支払義務を確認した後には、「銀行の確認信用状がそのようなものである」という基盤の上に、精巧な商取引のシステムが構築されており、当裁判所が当該事件につき、確立された実務を妨害することは過ちであるといえよう。」と述べ、信用状が商慣習により確立されたのであり、そのことの尊重が制度の円滑な運用に資すると判断している。

- (17) 「なぜならば信用状は確かに特異な種類の契約であるからである。…より正確に言うのであれば、それは独特なものであり、契約法は信用状の特異な本質を妨害しない範囲でのみ、信用状法則を補うのである。」Dolan, *supra* note 1, at 2-5; John F. Dolan, *Documentary Credit Fundamentals: Comparative Aspects*, 3 *Banking & Finance Law Review* (1989) 121, 125. 44 又 Ellinger は「約因に関する二つの有力説を挙げている。第一は売主は信用状を受領した時点で約因を提供しているというものである。この説は約因の不存在を理由とした支払拒絶が争点となった *Dekers Ltd. v. Schenker & Co.* 事件 (11923] 14 *L.L.R.* 586) で Greer 判事によって以下のように説かれている。「契約条件に一致した銀行信用状を取得するまで、原告が物品を送付することに拘束されないといいことは明らかである。したがって銀行信用状を取得していないのであれば、その他の信用状によって代用される取決めがなされるまで、原告は誰に対しても物品を送付する義務を負わない。この確約に対する十分な約因が存在することは極めて明らかである。」しかしこの説は、信用状による支払という売買契約の規定によって、売主が取消不能信用状を受領した時点で、商品や船積みする義務を負うことが前提とされていると指摘している。また第二の説は商慣習説であり、Jenkins 判事が「信用状の開設が銀行と売主の取引を成立させる。」と述べた *Hamzeh Malas & Sons v. British Imex Industries Ltd.* 事件 (11958] 2 *Q.B.* 127) を引用し、極めて重要な「信用状という」ものが約因の原則から生じる困難を基礎とした議論により、無効にされるということは全く驚くべきことであるとしている (〔〕内筆者)。Ellinger, *supra* note 2, at 1504-1505.
- (18) UCC (95) 5-105 「約因は、信用状の発行、修正、譲渡、取消、通知、および確認に必要でない。」
- (19) UCC (95) 5-106 (a) 「信用状は、発行された後、発行者が受益者あるいは通知することが要求されている者に対して送付、または伝達したときに、発行者に対してその条件に従い有効となる。信用状はどのように規定されているときにのみ、取消可能である。」(b) 「信用状が発行された後に、受益者、発行依頼人、確認者、発行者の権利・義務は、信用状が取消可能であるか、あるいは発行者が同意なく信用状を修正、あるいは取消することができる範囲を除いては、同意をしなかったことに対する修正、あるいは取消によって影響されない。」(c) 「もし有効期限、あるいはその他の有効期間に関する規定がないとき、信用状は発行日

から一年後に失効する。また発行日が記載されていないときは、発行された日からとする。」(d)「永続すると記載されている信用状は、その発行日から五年後に失効する。発行日が記載されていないときは、発行された日からとする。」

(20) 条件変更および取消については、九条d項i、有効期限については四二条a項が規定している。

九条d項i「第四八条にはかに異なる定めのある場合を除いて、取消不能信用状は、発行銀行、確認銀行(もしあれば)、および受益者の同意がなければ、条件変更されることも取消されることもない。」

四二条a項「すべての信用状は、有効期限を定めなければならず、さらに支払、引受のための書類呈示場所、または自由に買取可能な信用状を除いて、買取のための書類の呈示場所を定めなければならない。支払、引受または買取のために定められた有効期限は、書類呈示のための期限を表すものと解される。」

また四三条、四四条が有効期限の制限、有効期限の延長について規定している。しかし信用状の発効については、特に規定がない。

(21) DOLAN, *supra* note 1, at 3-13. 中村・前掲注(3)一九七頁。

(22) DOLAN, *supra* note 1, at 3-13.

(23) 統一規則四八条bは以下のように定めている。「信用状は、発行銀行により“transferable”と明らかに指示されている場合には譲渡することができる。“divisible”, “fractionable”, “assignable”および“transmissible”のような用語は、信用状を譲渡可能なものとはしない。もしそのような用語が使用されていても、それらの用語は無視される。」またUCC(95)5-112(c)は以下のように規定している。「UCC(95)5-113と異なる定めがなされた場合を除いては、信用状が譲渡可能であると規定していないかぎり、受益者が信用状に基づき手形を振出す権利、または支払請求をする権利は、譲渡できない。」

(24) 田邊光政「スタンドバイ信用状に記載された有効期限の意義」『民商法雑誌』一〇六巻四号五五一頁(一九九二年)。

(25) 岩崎一生「スタンドバイ信用状に基づく保証債務の独立性」喜多了祐先生退官記念論文集『商事法の現代的課題』一八頁(中

央経済社、一九八五年)。

- (26) 田邊・前掲注(24)五五一頁、岩崎・前掲注(25)一八頁以下。
- (27) 江頭憲治郎「手形保証とスタンドバイ信用状」竹内昭夫先生還暦記念『現代企業法の展開』一二九頁(有斐閣、一九九〇年)。
- (28) 江頭論文においても、類似の視点からスタンドバイ信用状と商業信用状の経済的実質の相違が論じられているが、本稿において紹介したDolanとは若干分析の方法が異なるようである。江頭・前掲注(27)一二九頁、参照。
- (29) *DOLAN, supra note 1, at 1-16.*
- (30) スタンドバイ信用状における呈示書類の中に、支払の正当性、衡平性を担保するため、独立した第三者機関による履行あるいは不履行の検査証明書を加えることなどが提案されてきているが、実務的には容易でない。(E. P. Ellinger, *Standby Letters of Credit, International Business Lawyer Vol. 6, 604, 639.*)
- (31) 江頭・前掲注(27)一三〇頁。
- (32) *DOLAN, supra note 1, at 1-17.*
- (33) *Id.*
- (34) スタンドバイ信用状を発行する銀行は、通常発行依頼人の資力に依存し、担保の提供を受けるか、自動的な口座からの引き落としを事前に取決め、支払金の回収手段を確保している。(Bernard S. Whable, "Problem Children" *Stand-by Letters of Credit and Simple First Demand Guarantees, Arizona Law Review Vol. 24, 301, 313 (1982).*)
- (35) 一九九三年改訂統一規則は、二条において以下のように定めている。「この規則において、"Documentary Credit(s)"および"Standby Letter(s) of Credit"という表現は、どのような名称または記述のものでも、顧客の依頼により及びその指図に基づいて行為(行動)する、または自らのために行為する銀行が、信用状条件の充足を条件として、定められた書類と引換に、次のことを行う取決めを意味する。」

- (36) UCC (95) 5-102 (a) (10) は「『信用状 (Letter of credit)』とは、発行依頼人の依頼により、あるいはその計算において、また金融機関の場合はそれ自身に対し、あるいはその計算において、書類の呈示に対して受益者に支払、あるいは相当額の支払手段を交付することの発行者による UCC (95) 5-104 の要件を満たす絶対的な確約をいう。」と規定している。
- (37) 「スタンドバイ信用状は手形の呈示に対して支払が可能であるが、統一規則の多くの規定が適用できないことに留意することが重要である。たとえば海上物品運送契約の書類、保険契約の書類に関する条項は、スタンドバイ信用状に関して適用の余地がない。」E. P. Ellinger, *Problems of Standby Credits in Australia*, 11 *Com. Law A. Bull*(AUSTL.) 99 (1979)。「疑いなく、統一規則の多くの規定が、たとえば船荷証券、また国際取引において利用されるその他の書類に関する規定が、通常スタンドバイ信用状に対しては適用できない。しかしより一般的な、たとえば書類の偽造が発覚したときの銀行保護の規定は、スタンドバイ信用状にも適切である。」Ellinger, *supra* note 30, at 627.
- (38) Boris Kozolchyk, "The Financial Standby: A Summary Description of Practice and Related Legal Problem", *UCC Law J.* Vol. 28, 1996, 327, 330.
- (39) DOLAN, *supra* note 1, at 3-25.
- (40) DOLAN, *supra* note 1, at 3-25 to 3-34.
- (41) 伊澤・前掲注(3)八頁。
- (42) DOLAN, *supra* note 1, at 3-32 to 3-33. 江頭・前掲注(1)一二九頁も、「原因関係上の争いは、事後的に発行依頼人が受益者に対して提起する訴訟による決着にゆだねる」として、信用状の独立抽象性が要求される理由を受益者の保護であるとしている。

第二節 独立抽象性原則適用の事例

本節では、裁判における信用状の独立抽象性原則の適用事例をみることにより、その具体的な法的取扱いおよび実質的な効果を明らかにしたい。

信用状取引が基本の売買契約の条件に従うことはないとしてその独立性を確認したイギリスの先例として、Urquhart, Lindsay & Co. v. Eastern Bank Ltd. 事件〔2—1〕事件⁴⁴⁾がある。事案は次のようなものであった。基本売買契約における売主Xは、売買契約に違反して送り状金額に原料費、人件費の上昇分を含ませて信用状に基づく支払を請求した。当初の価格のみを表示した送り状に対して支払うことを、買主Aによって指示された信用状発行銀行であるY銀行が、信用状の支払を拒絶したため、Xが損害賠償を求めて訴訟を提起した。Rowlatt判事は、以下のように判示してXの請求を認容した。「信用状が売買契約によって制限を受けるどころか、後者の売買契約が信用状に適応しなくてはならないと思われる。買主が呈示された送り状金額の支払を銀行に授権したのであるから、当該金額の問題はいったん信用状に基づく支払がなされた後に、売主が返還することによって調整されなくてはならない。」基本契約が信用状に適応しなければならぬとする判示は、売買契約と矛盾する要素については信用状が優先的に取り扱われなくてはならないと解されている。⁴⁵⁾

また信用状の基本取引からの独立抽象性をより明確にした事件として、Hanzeh Malas & Sons v. British Imex Industries Ltd. 事件⁴⁶⁾〔2—2〕事件⁴⁶⁾が挙げられる。本件では、売買契約においてすでに支払がなされた既着分の商品の品質

に瑕疵があるとして、次回の船積みに関し売主Aが信用状発行銀行から支払を受けることの差止請求が買主Xから提起された。Jenkins判事は、「確認信用状の開設は、銀行と商品の売主の間の契約関係を確立するのであり、商品が契約に適合しているかという点に関して当事者間に生じたいかなる争いにもかかわらず、銀行に絶対的な支払義務を課すということは明白である。」として、銀行の支払義務が基本契約とは無関係で絶対的なものであることを明らかにし、Xの請求を棄却した。

「2—1」事件判決、および「2—2」事件判決は、発行銀行の受益者に対する支払義務が基本取引とは別個のものであり、また信用状の支払条件と基本取引において合意された売買契約の条件も別個であるという信用状の独立抽象性原則を明らかにした先例である。すなわち買主である発行依頼人は、基本取引上発生した抗弁を援用して信用状に基づく発行銀行の支払を差し止めることができない。さらに「2—1」事件判決において、基本取引上の問題は信用状に基づく支払が銀行によってなされた後に、基本取引当事者間において解決されなくてはならないことも承認されている。

またアメリカにおけるスタンドバイ信用状の事案である *New York Life Insurance Co. v. Hartford National Bank & Trust Co. 事件*⁴⁷⁾ (「2—3」事件) は、発行銀行の支払義務が受益者の信用状条件の充足のみによって生じ、基本取引に関連した抗弁が対抗されえないことを明らかにした。Xは、不動産デイベロツパーであるAと雑居ビル建設のための資金を融資するローン契約を締結した。不動産業界の慣行により、当該ビル建設資金はまず不動産投資信託会社BによってAに融資され、ビルの完成時にXがAのBに対する債務を弁済するための資金を貸し付けるという二重構造をとっていた。XとAのローン契約において、Aが当該借入を行わなかった場合にXが被る損害額の算定が困難であることから、事前に損害賠償金を一八万米ドルとすることが合意された。両当事者は現金の代わりに、Y

銀行発行の信用状を交付することにし、支払条件としてXが署名し、かつ損害賠償の予定金額が支払われることになった旨を記述した書面にX振出の手形を添付することが定められた。

AがXから融資を受ける状況に至らなかつたため（当該ビルの建築が、財政的に頓挫した）、Xは本件信用状に基づきY銀行に手形および支払条件として定められた書面を呈示し、支払請求をした。Y銀行は、X・A間においてなされたローン契約の修正を含めて信用状条件がいまいであり、また当該損害賠償の予定は違約金として無効である等の抗弁を主張し、支払を拒絶した。裁判所は、「信用状の取決めが、受益者と信用状を発行せしめた発行依頼人との間の基本取引から完全に独立していることの強調が重要である。…もし呈示された書類が信用状の支払条件に一致しているのであれば、発行者は請求に対し支払う前に、書類の裏の真実を調べることが要求されないどころか、そうすることが許されないのである。」とし、「主張されたローン契約の修正、および損害賠償額の予定の問題は、AとXの間のローン契約に関するものであり、…本件において信用状に基づき振出された手形の支払義務に對抗する適切な抗弁ではない。」と判示し、Y銀行の主張を退けた。

また独立抽象性の効果として、基本取引上の権利放棄が信用状に基づく権利放棄にはならないことが確認された（アメリカの裁判例として、*Asociacion de Azucareros de Guatemala v. United States National Bank of Oregon* 事件〔「2-4」事件〕がある。砂糖の売買契約において、その品質が合意された基準に達しなかつたことから、基本契約当事者の合意により信用状による支払金額がいったんは減額された。しかし後に品質が基準に達していたことが判明したため、売主Xが、買主Aおよび信用状発行銀行であるY銀行に対し信用状に基づく差額の支払を求めて本件訴訟を提起した。Xは不確定なAの経営状況に鑑み、Y銀行に対する訴訟を先行させることを要望し、Y銀行もこれに異議を唱えることなく審理が進められた。裁判所がXのY銀行に対する信用状に基づく請求権を認容した後、Xと

Aは当該当事者間の権利を互いに放棄し、訴えを取り下げること合意した。しかしその際、XはY銀行に対する請求権を留保することを明示していなかった。Y銀行は、XのAに対する権利放棄が信用状に基づくY銀行の責任をも免除するということを根拠に、Y銀行の支払義務を認容した判決の破棄を求めた。第九巡回区控訴審裁判所は、「信用状は伝統的な保証による確約とは異なり、発行銀行と受益者の間の一次的支払債務「関係」である。∴発行銀行は「基本売買契約の」売主と買主の間の事情に何の関係もない(「内筆者。）」として、XのAに対する権利放棄は、Xが信用状の取消に合意したことにはならないと判断し、XのY銀行に対する請求権を認めた。

また信用状取引における和解が、基本取引上の争いを解決するものではないとしたスタンドバイ信用状の事案として CKB & Assocs., Inc. v. Moore McCormack Petroleum 事件⁴⁹ (「2-5」事件)がある。XはYに精製油を供給する契約を締結した。当該契約においてXが適切な履行をしなかった場合のために、その保証としてA銀行がYを受益者とするスタンドバイ信用状を発行していた。YはXの供給した精製油が質、量ともに基本契約上の合意に達していないとして、信用状に基づく支払を請求した。数日後両当事者は信用状に基づく支払請求につき、基本契約上の抗弁を留保したまま和解をし、Xは一定の金額をYに支払った。そしてXはこの和解後、Yの請求が基本契約において不当であること、和解に基づくXの支払はYの不当利得である等を主張し、本件訴訟を提起した。これに対しYは、Xによって提起された本件訴訟は、事前の和解により排除されると主張した。裁判所は、「信用状の真の目的は、受益者が信用状条件に一致した書類呈示をする場合に、受益者の手元に資金を置く極めて簡単な方法を提供することである。契約の当事者は、発行依頼人の手元ではなく受益者の手元に資金を保持させつつ、契約上の争いを解決するために信用状を利用することができる。」⁵⁰とした。そしてXが、Yの信用状に基づく請求に応じたということは、「Xが係争中の資金に関する仮の占有権につき、Yと争うのをやめることに合意したと解釈しうる。」として、

信用状取引における和解は基本契約上の争いを終結させないと判示した。

〔2―3〕事件判決は、スタンドバイ信用状における発行銀行の支払義務もまた、基本取引から独立しており、発行銀行は基本取引上の抗弁を対抗することができないことを明らかにした。そして発行銀行は支払請求に対し、呈示書類のみを点検しなくてはならず、その正当性を確認するために基本取引に関して調査することは許されないとした。

また〔2―4〕事件判決および〔2―5〕事件判決においては、信用状取引と基本取引がそれぞれ別個に展開し終了することが、承認された。すなわち〔2―4〕事件判決においては、基本取引における権利放棄が信用状発行銀行の債務を免責するものとはならないことを、また〔2―5〕事件判決においては、和解に基づき信用状の支払がなされても、基本取引上の争いが解決されたことにはならず、当事者間の最終的な利害調整を意味するものでないことが判示された。

第三節 小括

信用状はその沿革として、隔地売買、特に国際貿易における有用な支払手段として創造され発展してきた。そして今や、多様な取引において利用されてきている。個々の商業的目的はさておき、独立抽象性原則の適用により、基本取引における支払条件の成立が確認されることなく、信用状独自の要件充足を契機として受益者が支払を受領するという取引の枠組みは、いずれの取引においても同一である。

独立抽象性原則は、信用状取引が単に基本取引と別個であるだけでなく、その他の関連する取引からの独立をも

意味する。そしてその効果として、第一に発行銀行の支払に際してそれら取引上の抗弁を援用することができないこと、第二に信用状は関連する取引の変更に関連しないこと、そして第三に信用状に基づく支払もまた関連する取引に影響しないこと、すなわちそれらの取引の終了を意味したり、あるいは当事者間の最終的な利害調整の結果となるわけではないことが明らかになった。信用状は、その開設とともに独自の原則に則って取引が展開され、完結することになる。

また信用状の制度目的である簡易・迅速・確実な資金の移転は、このような独立抽象性原則の厳格な遵守により可能となる。ところが、そもそも支払条件が書類の呈示という形式的要件の充足であることから、本来基本取引当事者が意図した資金移転の状況が実質的に整っていないことも、そのような状況の外観を容易に作出できる。受益者による濫用の危険性を孕んだ制度といえる。さらには濫用されているか否かを判断するために、信用状以外の取引内容、事実を調査すること自体が、独立抽象性原則に反しうるともいえる。制度趣旨の擁護と濫用防止の諸策の間には、一方の尊重により他方の効用が減殺されるというジレンマが存在している。それらをどのように調整しバランスをはかるかが、次章以降において検討する独立抽象性の限界画定の作業である。

- (44) *Urquhart, Lindessy & Co. v. Eastern Bank Ltd.* [1922] 1 K.B. 318. *See also* ELLINGER, *supra* note 2, at 1506. 伊澤・前掲注(3)三八二頁、浅木慎一「荷為替信用状と詐欺——英国判例を中心として——」名古屋大学法政論集一一七号一九五頁(一九八七年)参照。
- (45) *GUTTERIDGE & MEGRAH*, *supra* note 15, at 72. 浅木・前掲注(4)一九六頁参照。
- (46) *Hanzeh Malas & Sons v. British Inex Industries Ltd.* [1958] 2 Q.B. 127.
- (47) *New York Life Insurance Co. v. Hartford National Bank & Trust Co.*, 378 A.2d 562 (1977).

(48) *Asociacion de Azucareros de Guatemala v. United States National Bank of Oregon*, 423 F.2d 638 (1970).

(49) *CKB & Assocs., Inc. v. Moore McCormack Petroleum*, 734 S.W.2d 653 (1987).

(50) 信用状の独立抽象性について判断した *Itek Corp. v. First National Bank of Boston*, 730 F.2d 19, 24(1st Cir. 1985) 及び *Emery-Waterhouse Co. v. Rhode Island Hospital Trust Nat'l Bank*, 757 F.2d 399, 404 (1st Cir. 1985) を引用。

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

本章においては、まず独立抽象性の例外としての詐欺が確立された経緯を概観する。そして裁判所が実際に詐欺の法理をどのように援用し、信用状に基づく支払の是非につき判断しているかをみた上で、さらにそれらについての学説の評価を検討する。

第一節 限界としての詐欺の確立

一 限界に対する認識

独立抽象性原則の厳格な遵守によって、信用状の制度目的を達成することができるとしても、受益者の詐欺を助長するような原則の適用は是認されるものではない。独立抽象性原則が、基本取引に詐欺が存在する場合に制限さ

れうるといふ考え方は、比較的早くから現れていると指摘されている。⁽¹⁾ 初期の事件をいくつか紹介する。

まずイギリスにおける裁判例である一九二二年の *Société Metallurgique d'Aubrives & Villerupt v. British Bank of Foreign Trade* (「*co—r*」事件)の事案は、以下のようなものであった。原告である売主Xと買主Aの間で銑鉄 (pig iron) の売買契約が締結され、被告であるY銀行が支払のために取消不能信用状を発行した。最初の船積みに対しては支払がなされたが、二回目以降はAがY銀行に支払拒絶を依頼した。実質的にAが問題としたのは銑鉄の品質についてであったが、裁判上争われたのは呈示書類が信用状条件に一致しているかについてであった。すなわちY銀行は、呈示書類が支払条件に完全に一致しなければならぬことに鑑みれば、最も重要な物品の品質が全く示されていない運送書類は信用状条件に一致していないとして、支払を拒絶したのである。⁽³⁾ *Bailhache* 判事は、結局本件書類が信用状条件に一致すると判断した上で、以下のように述べた。「銑鉄の実際の品質について十分な証拠がある場合、商品が正当でないとして信用状に基づく支払をしなかつた銀行に対する訴訟において、品質の問題は二つのうちのいずれかの方法で現れる。第一は、詐欺を犯すような態様で書類の呈示者が商品の不実記載をする場合である。この場合支払を拒絶した銀行は、正当である。…銀行が支払わない権利を有するもう一つの場合というのは、もし意図的ではないが商品が呈示書類上、買主から拒絶されうる程度に不実記載されており、かつ実買主によって拒絶されたときである。そのような場合銀行は「買主からの」訴訟の担保を理由に支払拒絶する権利を有する。支払拒絶による「売主への」損害賠償「の支払」は名目的なものにすぎない。なぜなら銀行が「売主に」支払ったとしても、買主は価格の返還を求めて売主を訴えることができ、それを銀行に支払うのであり、銀行の立場は変わらないからである (「」内筆者)。⁽⁴⁾

Bailhache 判事は基本取引上の商品の品質に関し、信用状の独立抽象性原則が適用されない例外を二つ挙げた。第

一に、書類呈示者による詐欺的な書類の不実記載であり、売主による欺罔の意図が認定される場合である。たとえば客観的にはほぼ無価値といえるものを船積みしつつも、書類上はあたかも契約上の物品であるかのように記載し、信用状条件に一致した外観を有する書類を売主自身が作り出したか、あるいはそれを知っている場合ということになる。そして第二に、書類の記載と実際の商品の品質との間に著しい乖離がある場合を例外とした。商品の品質、状態に関し、「買主が拒絶しうる」程度に基本契約上の不履行があれば、信用状の支払拒絶が正当化されるというものである。

第二の基準の趣旨が、最終的に買主による売買契約上の支払拒絶が是認される状況において、発行銀行による支払がもたらす無用な「訴訟の循環」を回避することにあるとすれば、その妥当性が問題とされよう。⁽⁵⁾ そもそも判断基準が不明確である上に、信用状の独立抽象性原則から導かれる基本取引と信用状取引の個別性を無視したものであり、信用状の存在意義との衝突が必然的に生じるからである。例外の適用範囲が、基本取引からの乖離の程度問題に帰着するため、基本取引上の問題として解決されるべき商品の品質に関する紛争が、信用状取引において展開されうる危険性が指摘されている。⁽⁶⁾

他方物価変動が激しかった一九二〇年代のアメリカにおいても、売主の詐欺的行為や発行銀行の支払拒絶をめぐり、信用状の独立抽象性の限界がクローズアップされた。呈示された証券が空券であるとして、発行銀行の支払拒絶の是非が争われた *Old Colony Trust Co. v. Lawyer's Title & Trust Co.* 事件⁽⁷⁾（「3-12」事件）の事案は、以下のようなものである。砂糖の売買契約の支払手段として信用状が発行され、その支払条件として一方の手形には倉庫証券、もう一方の手形には荷渡指圖書を添付することが定められていた。それぞれに形式上は条件に一致する書類が添付されていたが、実際は倉庫に搬入されないうちに、あるいは船降ろしされていない状態で証券が発行され、発行銀

行が空券であるとして支払拒絶した。第二巡回区控訴審裁判所は、売買契約の商品である砂糖の品質については何ら言及することなく、信用状取引が商品ではなく書類を買い取るものであることを明言し、「明らかに信用状の発行者が、書類が形式上は適切であるが事実において虚偽であったり、不法であることを知っていたとき、そのような書類を信用状条件に一致しているものとして取り扱うことは要求され得ない。」として原審の判断を支持した。

信用状に基づく支払の是非を分かち基準として、Old Colony 事件(「3—2」事件)と対比させられるのが、Maurice Omeara Co. v. National Park Bank of New York 事件(「3—3」事件)である。新聞用紙の売買契約における支払手段として信用状が発行され、手形および支払条件である書類が呈示された。しかし発行銀行は、本件新聞用紙が基本契約に定められていた一定の張力を有することを呈示書類が証明していないことを理由に、支払を拒絶した。裁判所は、「銀行は、手形の支払前に紙の張力テストがなされることを主張する権利もなく、また書類の記述が事実と一致しているかを確定するために、支払前に紙を検査する権利さえ有していない。信用状はどのように規定していない。信用状が規定しているのは、船積みされた紙が一定のサイズ、重量、張力を有するものとして記載された書類の呈示のみである。」と述べ、発行銀行の支払拒絶の抗弁を認めなかった。しかし本件には Cardozo 判事、および Crane 判事による以下の反対意見が付されている。「銀行は、紙の性質に関する問題に関与しないという多数意見を受け入れることはできない。もしそうであるならば、呈示された貨物が紙の代わりにほろ屑であったとき、銀行は事実を知っているのに売主によって呈示された書類が形式上十分であれば、なお無力であるしかない。」

Old Colony 事件(「3—2」事件)は、倉庫証券および荷渡指図書が空券であり、詐欺的な書類であるとして発行銀行の支払拒絶が認容された。他方 Omeara 事件(「3—3」事件)は、発行銀行の支払拒絶理由が基本取引上の商品の品質の問題であり、書類のみを取扱う信用状取引において妥当性を有しないと判断された。もっとも反対意見

によつて、実際に提供された商品の品質が売買契約と著しく異なる場合には、発行銀行の支払拒絶理由として正当化されるべきことが主張されている。このように発行銀行による支払の是非が争われた初期の判例は、「受益者による詐欺的な書類の呈示」を独立抽象性の例外として承認している。そして基本取引上の商品の瑕疵については、原則として対象外とする判断をしつつも、議論の余地を残したものとなっている。

信用状に基づく発行銀行の支払義務が、信用状条件に一致した書類に対するものであることに鑑みると、詐欺の主張は呈示書類に対してなされるべきであるといえる。しかし実際は、基本取引上の商品の瑕疵は、書類の問題と密接に関連している。たとえば *Omeira* 事件〔3—3〕事件⁽⁹⁾も、主張の仕方によつては書類の問題になり得たのではないかという指摘がなされている。すなわち仮に銀行が、直接新聞用紙の品質についてでなく、呈示書類に記載されている張力の数値が実際に新聞用紙が有しているものと異なっていることから、詐欺的な書類であると主張していたとすれば、裁判所の判断も異なったものになつたのではないかというのである。

商品の瑕疵も段階的な解釈を用いることにより、書類の不実記載の問題として主張されうるのであれば、*Societe Metallurgique d'Aubrives* 事件〔3—1〕事件⁽⁹⁾において指摘された信用状の存在意義に対する危険性を考慮する必要がある。すなわち商品の瑕疵についての主張が、基本契約からの乖離の程度により、許容されるとすれば、明確な判断基準に基づく運用が、信用状の制度趣旨との調整において不可欠である。

また書類の問題に関しても、*Old Colony* 事件〔3—2〕事件⁽⁹⁾のように空券であれば、売主の欺罔の意図を客観的に認定しえ、詐欺として取扱うことに問題はないだろうが、あらゆる書類の不実表示が詐欺と判断されるわけでもない。詐欺とされる事項とその程度、さらに受益者の態様等の基準の画定が求められるところである。

二 限界としての詐欺を確立した Szejn 事件

1 Szejn 事件

独立抽象性の例外としての詐欺を確立し、信用状に基づく支払拒絶および支払差止を容認する一九六二年版アメリカ統一商法典 5-114 の基礎となったとされる判例が、Szejn v. Henry Schroder Banking Corp. 事件¹⁰⁰ ([c] 4 事件) である。事案は以下のようなものであった。

一九四一年一月七日、X (原告・買主) は、本店をインドにもつ A 会社 (売主) と大量の剛毛の売買契約を締結した。当該売買契約の支払のために、X は Y 銀行に A 会社を受益者とする取消不能信用状の発行を依頼した。当該信用状は、A 会社によって振り出される手形、および送り状、船荷証券の呈示に対し Y 銀行によって支払がなされるというものであった。

A 会社は Y 銀行から信用状を交付された後、五〇箱の商品を船積みし、船会社から船荷証券の交付を受け、また送り状も作成した。これらの書類には、船積みされた物品が信用状によって要求された剛毛であることが記載されていた。A 会社の取引銀行である B 銀行が、手形の取立のため Y 銀行に手形および当該書類を呈示した。しかし X は、A 会社が真正な商品であるように仮装し、X 会社を欺罔することを意図して五〇ケースの箱に実際は牛毛、その他の価値のないがらくたを詰めただけであり、「剛毛」と記載された呈示書類は詐欺的であると、信用状およびそれに基づき振り出された手形が無効であるとの確認、そして手形の支払に対する差止命令を請求した。X 会社の

請求には適法な訴訟原因が存在していないとするY銀行の申立却下の申請に対して、裁判所は詐欺が立証されたことを前提とする判断を下した。

Shientag 判事は判決の冒頭でまず、信用状は買主と売主の基本契約から独立していること、発行銀行は商品に対してではなく書類の呈示に対して支払を行う義務があるということを確認した上で以下のように述べた。¹¹⁾「本件は、商品の品質に関する単なる担保責任の不履行 (a mere breach of warranty) についての買主と売主の争いではない。すなわちこの申立において、売主は買主によって注文された商品の船積みを意図的に (intentionally) 怠ったということが、当然のこととされなくてはならない。そのような状況において、売主の詐欺が、手形および書類が支払のために呈示される前に銀行の注意を呼ぶことになった場合、信用状に基づく銀行の義務の独立原則は、背信的悪意者 (unscrupulous) である売主の保護のために拡張されるべきではない。」¹²⁾

判事は、本件では単に基本契約の不履行が問題とされたのではなく、売主が意図的に詐欺を行ったという主張がなされ、かつそれが証明されたことを前提に判示した。すなわち売主である受益者が、実際には価値のないがらくたを船積みしたにもかかわらず、信用状条件に一致するように「剛毛」と記載された書類を呈示し支払請求をすることは、詐欺であり信用状の独立抽象性の例外であるとしたのである。

そしてこのような詐欺は、発行銀行による支払前に立証されなくてはならない。つまり「たとえ書類が偽造されていたり、あるいは詐欺的であっても、発行銀行が売主の詐欺の通知を受ける前にすでに手形の支払をしており、かつ支払の際に合理的な注意を行使したとすれば、発行銀行は保護される」¹⁴⁾のである。信用状の書類取引性に鑑み、外観上信用状条件に一致した書類に対し、合理的な注意を払った上で支払をした発行銀行は、発行依頼人に対する求償権を取得することが確認されている。

また以上に加えて *Shienag* 判事は、詐欺の抗弁を対抗されない者としての「正当所持人」につき、以下のように判示した。「もし支払のために手形を呈示する銀行が正当な所持人であるということが、主張の外観から明らかであるとするれば、信用状を発行した銀行に対する主張は、たとえ主要取引が詐欺によって汚れていたとしても敗訴することにはならない。」⁽³⁵⁾ Y銀行に対して支払請求をしたのは、受益者の取引銀行である取立銀行であり、正当所持人ではない単なる代理人であると判断された。

2 *Szejn* 事件における認定された詐欺の射程範囲

Shienag 判事が、*Szejn* 事件〔3—4〕事件〕において認定した独立抽象性の例外としての詐欺は、一年後にその射程範囲を問われることになった。同判事が再度、「例外としての詐欺」について判断を下すことになった *Asbury Park & Ocean Grove Bank v. National City Bank of New York* 事件〔3—5〕事件〕の事案は以下の通りである。

衣料品売買の支払手段として、買主の取引銀行である X銀行（原告）が信用状を発行しようとしたが、金額が多額であり、また受益者である売主の要請もあって Y銀行が発行することになった。Y銀行は自己の支払金の保証を目的として、信用状発行契約において X銀行に担保の提供を求め、X銀行がこれに応じた。信用状の有効期限が切れる直前に、X銀行は買主もしくは売主、または双方が詐欺を行っているとして Y銀行に支払拒絶を求めた。しかし Y銀行は、呈示書類が信用状条件に一致していると判断し支払ったため、X銀行が Y銀行に対し損害賠償を請求したのが、本件である。X銀行が売主、買主の詐欺の根拠とした事実は、通常売主は船積後可及的速やかに資金の回収をはかるはずであるのに、本件においては書類呈示が船積みから数ヶ月も経過した後、それも信用状の有効期間

の最終日であったこと、および信用状に基づく支払がなされても、買主は経営状態の悪化により、X銀行に担保金の返済ができなくなった、というものであった。

Siening 判事は以下のように判示した。「信用状が発行銀行と受益者間の取消不能の契約であり、信用状条件に一致した書類に対して発行銀行は支払う義務があることは十分に確立されている。先例もまた、船積みを証明する書類が呈示されていたとしても、何ら物品が船積みされていないというような詐欺がないかぎり、信用状は売主と買主の売買契約から独立した契約であることを承認している。…本件において取引銀行「であるX銀行」と買主の関係は単なる付随的な融資契約である。信用状が取引上の有用な手段であるために、売主と買主の間の契約から独立しているものとして取扱われるのであれば、それは確実にX銀行と買主の間の契約からも完全に独立したもとのとして考えられなくてはならない。…それゆえX銀行の売主もしくは買主、または双方が詐欺を犯しているというY銀行に対する単なる通知は、信用状取引を停止したり無効とする効果を有しない。それ以外の法則は、この価値ある商業的手段の効力を破壊するだろう。…本件においてX銀行は、売主または買主が詐欺を犯したことを証明したとはいえない。…したがって発行銀行の支払を差止めることは適切でなく、…X銀行は、売主および買主に對する訴訟において救済を求めるべきであろう（「内筆者」）。

Spain 事件（「3—4」事件）では、船積みされた商品の品質が基本契約の内容に比し単に劣悪であるということではなく、価値のなさがらくたであったということが事実として認定された。それにもかかわらず外観上信用状条件に一致した書類を呈示し支払請求をした売主は、詐欺を犯していると判断されたのである。そしてその程度の詐欺、すなわち船積書類が呈示されていても何ら物品が船積みされていないというような詐欺が売主の側に存在しないかぎり、独立抽象性の例外とすることはできないことが、*Asbury Park* 事件（「3—5」事件）において再度確認され

ている。

Szejn 事件 (13—4 事件) は、詐欺の法理の発端として位置づけられており、独立抽象性の例外を確立したという側面が強調されている。確かに詐欺の法理を正面から肯定した判例ではあるが、実質的には Shientag 判事の判示事項は、信用状の独立抽象性原則の重要性を強調するものである。¹⁷⁾ すなわち、第一に独立抽象性原則の維持が、信用状を有効な商業的手段となさしめるのであり、例外の適用は制限されなくてはならないこと、第二に詐欺の主張は、基本取引における担保責任の問題に取って代わられてはならない、ということが確認されているのである。¹⁸⁾

III Szejn 事件を成文化した一九六二年版アメリカ統一商法典 5-114 (2)

一九九五年に大幅に改正される前の一九六二年版アメリカ統一商法典 5-114 は、Szejn 事件 (13—4 事件) を基礎に定められた。本条項は、(1) 項において書類が信用状に文面上一致しているとき、発行銀行は支払わなくてはならないとする原則を掲げた上で、(2) 項で以下のように規定している。¹⁹⁾

「異なる合意がなされていないかぎり、書類が文面上信用状条件に一致しているように見えるが、実際には要求されている書類が権原証券 (UCC7-507) もしくは投資証券 (UCC8-306) の譲渡または移転に際しなされた担保 (warranties) に一致していないか、偽造もしくは詐欺的である場合、または取引において詐欺がある場合には、

(a) 買取銀行、その他の手形の所持人または支払請求人が、信用状に基づき、かつ正当な所持人となり、また該当する場合には権原証券が正当に譲渡された者もしくは投資証券の誠実な任意取得者となる状況において、信用状の履行請求をした場合、発行銀行は手形または支払請求に対して引受・支払をしなくてはならない。

(b) その他の場合において顧客に対し誠実に行動する発行銀行は、顧客から偽造、詐欺、その他の書類上に現れない欠陥の通知を受けた場合であっても、手形または支払請求に対して引受・支払うことができる。しかし適切な管轄権を有する裁判所はそのような引受・支払を差止めることができる。」

UCC§-114(2)は正当所持人による履行請求でない場合に、発行銀行の支払義務についての四つの例外を提示する。第一は、権原証券および投資証券の呈示における担保責任(warranties)に適合していない場合、第二は書類が偽造されている場合、第三は書類が詐欺的である場合、そして第四は取引に詐欺がある場合である。

第一の権原証券(document of title)の呈示における担保責任とは、書類が真正であり、書類の有効性あるいは価値を害する事実を呈示者が知らないこと、および書類の譲渡あるいは買取が正当、かつ有効であるということを含む。投資証券に関する担保責任もまた、本質的に同様の内容であるが、重要な変更がなされていないことを担保しなくてはならないことが、付加されている。⁽²¹⁾

たとえば船荷証券が偽造されている場合は、第一の例外であり、かつ第二の例外ともいえる。⁽²²⁾さらに第二の例外と第三の例外につき、偽造された書類は詐欺的ともいえるため部分的には重なっている。しかしStein事件において呈示された書類は偽造されたとは判断されておらず、またそのような主張もなされなかったが詐欺的な書類であるとされた。第三の例外は第二の例外よりも広く例外の範囲を定めるものといえる。⁽²³⁾

第四の「取引における詐欺」の「取引」については、「信用状」取引をいうのか、それとも「基本」取引をも含む趣旨であるのか解釈の分かれるところであった。「取引」には基本取引を含まないとし、信用状の独立抽象性を厳格に維持しようとする見解によれば、たとえば受益者が故意に適合しない物品を船積みし、事情を知らない運送人内容不知約款を付した運送書類を発行させた場合が、「取引における詐欺」であって、受益者が発行依頼人を欺罔し

て売買契約を締結させた場合は、これにあたらざるとされる。しかしアメリカのその後の多くの判例は、後者も当該条項の射程内であり、「取引における詐欺」には基本取引の詐欺を含むとする解釈をしている。

いずれにしても、前述の *Oreana* 事件〔3—3〕事件〕に対する指摘のように、基本取引における不履行も書類の不実記載として主張されるのであれば、「取引」の解釈による相違はかなり小さいものとなる。結果的に詐欺として主張されている内容が、基本取引との照合を要する範囲および度合いが大きいほど、独立抽象性原則との調整が困難になる。原則を貫けば、裁判所は基本取引の詳細について介入するべきでないことになるが、例外の存在は裁判所自身が認めてきたところである。裁判所ほどの程度の介入であれば許容されるのかということも、詐欺の画定基準の一要素として検討する必要がある。

実際の運用如何によって適用範囲が大幅に伸縮しうる規定ではあるが、その後アメリカにおける独立抽象性原則の例外に関する事案は、UCCS-14に基づいて判断されることになった。そして当該規定およびそれに基づく判例は、他のコモン・ロー諸国の判決にも影響を及ぼしていくことになる。

- (1) 伊澤孝平『商業信用状論』三九五頁(有斐閣、増補、一九五八年)、淺木慎一「荷為替信用状と詐欺——英国判例を中心として——」名古屋大学法政論集一一七号一九七頁(一九八七年)。
- (2) *Société Metallurgique d'Aubriès & Villetupt v. British Bank of Foreign Trade* [1922] 11 Ll. L. Rep. 168. See also, H. C. GUTTERIDGE & M. MERRAH, *THE LAW OF BANKER'S COMMERCIAL CREDIT*, 184 (7th ed. 1984). 淺木・前掲注(1)一九七頁以下参照。
- (3) Y銀行側は、高品質鋳物用鉄鉄 (high-grade foundry pig-iron) の売買が基本契約において締結されたが、信用状の支払のため呈示された書類にはそのような記載がなく、「fome brute」と記載されているだけであり、「fome brute」とは純粹かつ單純に「pig-

"iron" 以上の意味がなく、このような書類は信用状条件に一致していないと主張した。

- (4) 浅木・前掲注(1)一九七頁参照。
- (5) 本件の出典である [1922] 11 U. L. Rep. の一七〇頁では、"security of action" と記述されており、筆者自身も「訴訟の担保」と翻訳した部分を GUTTERIDGE & MCGRAH, *supra* note 2 の一八四頁においては、"circuity of action" (訴訟の循環) として引用している。
- (6) 浅木・前掲注(1)一九七頁。
- (7) Old Colony Trust Co. v. Lawyers Title & Trust Co., 297 F.152 (1924). 伊澤・前掲注(1)三九五頁参照。
- (8) Maurice O'neara Co. v. National Park Bank of New York, 146 N.E. 636 (1925). 銀行の支払拒絶に対する理由は、一九二〇年二月一八日付書簡において「新聞用紙の品質に関し合理的な疑いが生じた。」という記載のみであった。伊澤・前掲注(1)三八九頁参照。
- (9) Edward L. Symons, Jr., *Letters of Credit: Fraud, Good Faith and the Basis for Injunctive Relief*, 54 Tul.L.Rev., 338, 360 (1980).
- (10) Szejn v. Henry Schroder Banking Corp. (1941), 31 N.Y.S.2d 631. 江頭憲治郎「手形保証とスタンドバイ信用状」竹内昭夫先生還暦記念『現代企業法の展開』二三三頁、桑原康行「信用状の差止命令——米国統一商法典五・一一四条の規定を中心として——」一橋論叢第九一卷第一号一一一頁、浅木・前掲注(1)一九八頁参照。
- (11) 「もし銀行が振り出された手形を支払う前に、買主の要請により書類の裏側の真実を調べる義務を負ったり、あるいはそうすることが許され、さらには船積みされた商品の品質に関して買主と売主の争いに入るとすれば、それは取引に対するもつとも不幸な介入になろう。」31 N.Y.S.2d 631, 633.
- (12) "unscrupulous" の訳につき、浅木・前掲注(2)一九九頁参照。
- (13) 31 N.Y.S.2d 631, 634. また Shientag 判事は、何らかの事情で買主からの補償が得られない際に船積商品が銀行の担保として

- 価値を有しているかは、銀行にとって重大な関心事であるということも言及している。銀行の利益という視点からの詐欺の画定が、示唆されている。(31 N.Y.S.2d 631, 635.)
- (14) 31 N.Y.S.2d 631, 634.
- (15) 31 N.Y.S.2d 631, 635.
- (16) *Asbury Park & Ocean Grove Bank v. National City Bank of New York*, 35 N.Y.S.2d 985 (1942).
- (17) たゞせば、Harfield は Szejn 事件判決の分析から、差止命令の要件として「顕著な (egregious) 事実上の詐欺の主張」が正当である主張した。Henry Harfield, *Enjoying Letter of Credit Transactions*, 95 *Banking L.J.* 596, 603. また Van Houten は、「顕著な (egregious) 詐欺」あるいは「実たひひる (gross) 詐欺」のテストが確立されたとしている。Stephen H. Van Houten, "Letters of Credit and Fraud: A Revisionist View", 62 *Canadian Bar Review* 371, 379 (1984). (数多くの判例、文献と見受けられる "gross fraud" あるいは "egregious fraud" にごうては、江頭・前掲注⑩一三三七頁を参照し、「顕著な詐欺」という訳語を用いた。)
- (18) JOHN F. DOLAN, *THE LAW OF LETTERS OF CREDIT*, 746 (rev. ed. 1996). Dolan はやうに第三として、意図的に詐欺を行う悪質な受益者のみが支払を差し止められるべきであるとしている。
- (19) 江頭・前掲注⑩一三三三頁、浅木・前掲注(2)一九九頁、桑原・前掲注⑩一一二頁参照。
- (20) DOLAN, *supra* note 18, at 7-48.
- (21) *Id.*
- (22) *Id.*
- (23) DOLAN, *supra* note 18, at 7-49.
- (24) DOLAN, *supra* note 18, at 7-49. 具体的に Dolan は、信用状が第三者機関による証明書を要求している場合に、受益者による詐欺あるいは当該機関自身のネグリジェンスにより誤ったものが発行され、これを知りつつ受益者が支払請求のために呈示する例

を挙げている。

(25) 江頭・前掲注(10)一三五頁。

論 (26) たとえば以下のようにいわれている。「信用状の支払差止を躊躇するこれらの理由にもかかわらず、例外の必要性は明らかである。信用状が要求している書類が偽造されている場合を考えてみよう。また受益者が知りながら基本契約における重要な条件、つまり受益者が信用状に対する権利を行使する前提条件として当事者が意図していた条件に合致することを怠った場合を考えてみよう。もし信用状が要求している書類が詐欺的であれば、裁判所はそれらを調査することを躊躇しない。」*Leek Corp.*

v. First National Bank of Boston, 730 F.2d 19 (1984).